

農地中間管理事業を 活用しましょう!

令和4年度
農地中間管理事業
のご案内

農地中間管理事業とは?

知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

滋賀県では、平成26年4月1日に公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、知事の指定を受けました。



農地中間管理事業活用のメリット

出し手（農地を貸したい方）

- 賃料が発生する場合には、機構から指定口座に確実に振り込まれます。
- 契約期間終了後、農地は確実に戻ります。
- 貸し付けた農地の固定資産税が軽減される場合があります。
- 要件を満たすと機構集積協力金の交付が受けられる場合があります。（詳細は市町農政担当課に確認ください。）

受け手（農地を借りたい方）

- 農地をまとまりのある形で借り受けることができます。
- 地域の担い手間での農地交換が容易になり、さらなる集約化が図れます。
- 農地を長期（原則10年以上）に借り受けることで、効率的・安定的な農業経営が可能です。
- 賃料の支払先を機構に一本化できるため、事務の軽減につながります。

申込み手続

農地を貸したい方 は、下記の募集期間に貸付希望申出をしてください。

前期 令和4年3月1日(火)～6月30日(木)

後期 令和4年8月1日(月)～10月31日(月)

受付窓口 市町農政担当課、JA 担当部署、機構地域窓口
※ 申出書等の手続書類を備え付け、ご相談に応じます。

農地を借りたい方 は、借受希望者の募集に応募してください。（随時受付中）

★上記の受付窓口で借受希望申込書を提出いただくか、機構のホームページよりダウンロードした申込書をメールでお送りください。（専用アドレス E-mail: nouchikoubou@gmail.com）

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）

令和4年度 定期募集スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期受付				マッチング								
					契約手続		権利設定日					
					後期受付			マッチング				
									契約手続			権利設定日

★ 既存の権利設定からの乗り換えで、貸付先が決まっている場合等は随時受付します。

対象：農業経営基盤強化促進法（農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業を含む。）または農地法により権利設定されていた現在の耕作者が引き続き耕作を行う場合です。

また、人・農地プランもしくは同種取決め等により、貸付先が決まっている場合も、同じ扱いとします。これに該当するか否かについては、市町の農政担当課にて確認します。

手数料徴収の実施について

- 徴収額・・・賃貸借契約の金納について、賃料額の1%（消費税別途）を、受け手農家および出し手農家双方から徴収します。（激変緩和措置として、原則、令和8年度末を期限とした上限額の設定あり。）
- 徴収方法・・・毎年度、受け手農家からは賃料の振替時に手数料を上乗せ、出し手農家からは振込時に手数料を差し引きすることにより徴収します。
- 徴収開始時期・・・令和5年1月1日以降の新規の権利設定分から徴収を開始します。

物納の取り扱い中止について

米などの物納による賃料支払いについては、令和4年3月以降の貸付申出から取り扱いを中止します。

農地中間管理事業の利用にあたって

〈借り受ける農地の基準〉

- 市街化区域以外の農地であること。
- 農地として利用することが著しく困難な遊休農地等でないこと。
- 借受希望者の応募状況等からみて、受け手（貸付先）が確実な農地であること。
- 所有権等を有する者が明確であり、かつ、その者の全ての同意が得られている農地であること。

〈留意事項〉

- 貸付希望申出農地の受け手（貸付先）の選定は、機構の貸付先決定ルールに則り行います。
- 出し手（貸付希望申出者）は、機構の借り受けが決定するまでは自己の責任で農地の維持管理を行ってください。
- 権利設定後の土地改良区の賦課金等は、当該土地改良区の決定に従ってください。
- 機構との貸借契約は正当な事由なく解約できません。
- 機構が農地中間管理権を有する農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

問合せ先

滋賀県農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金）

本部 〒520-0807 大津市松本一丁目2-20（滋賀県農業教育情報センター2F）

TEL. 077-523-4123 FAX. 077-524-0245 E-mail : shiganou@sepia.ocn.ne.jp

- 各地域でのお問合せは下記の地域窓口までお願いします。

地域窓口	場所	TEL	地域窓口	場所	TEL
大津・南部	滋賀県南部合同庁舎4F	077-516-4570	湖東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東近江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高島	JAレーク滋賀新旭支店2F	0740-25-0717

※ 市町農政担当課、JA担当部署、県農業農村振興事務所にも問合せいただけます。